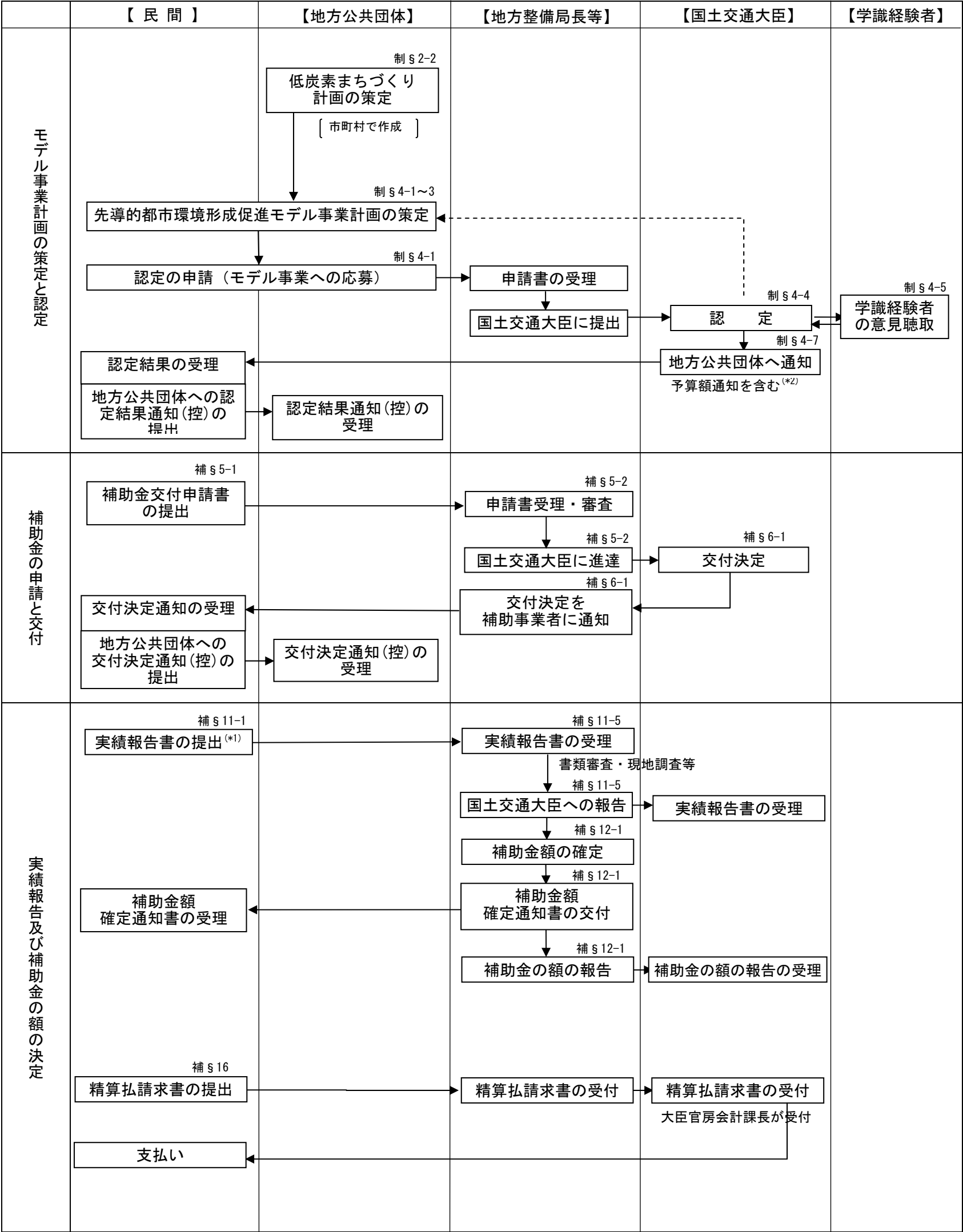


先導的都市環境形成促進モデル事業 実施フロー（民間事業者等への直接補助の場合）

制：制度要綱
補：補助金交付要綱



*1：補助事業が完了した日から起算して 30 日以内又は完了した日の属する年度の翌年度の 4 月 15 日のいずれか早い日までに提出
*2：平成 24 年 10 月 1 日現在、「9 月以降の一般会計予算の執行について」（平成 24 年 9 月 7 日閣議決定）により、地方公共団体及び民間団体等向け補助金については、原則として新たな交付決定は行わないなど、具体的な予算の執行抑制方針が示されました。従って、新たな交付決定に繋がる「予算額の通知」につきましては、上記予算執行抑制方針の見直し等により、新たな交付決定を行うことが可能となった場合に行いますので、ご理解願います。